

阿賀野市告示第150号

市道路線の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月26日

阿賀野市長 加藤 博幸

- 1 供用開始の路線及び区間
- 2 供 用 開 始 の 期 日

別紙のとおり

令和7年6月26日

供用開始

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
13352	福田側道 2 号線	小境字家前 71 番 1 地先	堀越字小境 2314 番 1 地先	327.7	4.0	
13543	牧島小境線	小境字家ノ浦 250 番 1 地先	堀越字蕪木 2132 番 1 地先	59.9	5.0～ 14.0	